

平成 31 年 4 月 9 日

消費者機構日本と学校法人神奈川歯科大学との間で差止請求に関する協議が調ったことについて

適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）から、消費者契約法第 23 条第 4 項第 9 号の規定による報告があり、差止請求の相手方との間で同号に規定する協議が調ったと認められるので、同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、協議の概要を公表する。

記

1. 協議の概要

(1) 事案の概要

本件は、消費者機構日本が、学校法人神奈川歯科大学（以下「神奈川歯科大学」という。）に対し、消費者との間で矯正診療に関する契約の締結の際、同大学の医療施設である神奈川歯科大学附属病院と消費者との間で使用している「矯正歯科治療料金規程」に記載の下記の下線部分は、消費者契約法第 9 条第 1 号^(※)に規定する消費者契約の条項に該当するとして、これを内容とする意思表示を行わないこと及びこれを削除することを求めた事案である。

(矯正歯科治療料金規程)

いったん納入された料金は理由の如何を問わずお返しできませんので転勤など居住地の変更が考えられる場合にはあらかじめ御相談ください。

(※) 消費者契約法

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 [略]

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

平成 30 年 9 月 14 日、神奈川歯科大学は、消費者機構日本に対し、上記の申入れに

係る文言を削除した旨を連絡した。

これを受けて、消費者機構日本は、改定後の「矯正歯科治療料金規程」を確認し、申入れの趣旨に沿う内容の改善がなされたものとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本（法人番号 9010005008351）

3. 事業者等の氏名又は名称

学校法人神奈川歯科大学（法人番号 1021005007564）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html